## 〇農林水産省令第三十三号

則の一部を改正する省令を次のように定める。第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(農村の産省や第三十三号)

農林水産大臣 中川 昭一平成十一年五月二十四日

港」を削る。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第一号中「山台空港」の下に「、熊第六条第一項第二号中「三角港」の下に「、熊本港」を、同項第二号中「山台空港」の下に「、熊本港」を削る。

則

十七日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月にの省令は、平成十一年六月一日から施行する。